

ID: 5609

担当部署: 総務部総務課

処分の概要	訂正請求に対する決定		
法令名 根拠条項	個人情報の保護に関する法律		
法令番号	平成15年法律第57号		
【根拠条文】 (訂正請求に対する措置) 第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 【基準】 同法 (保有個人情報の訂正義務) 第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。			
標準処理期間			
備考			
設定年月日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日